掛川市告示第14号

掛川市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第64号）の一部を次のように改正する。

令和２年３月25日

掛川市長　松　井　三　郎

第２の(2)を次のように改める。

(2) この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のアからウまでのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、又はアからオまでのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、静岡県知事又は市長が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から６月を経過している住宅に限る。

ア　静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号。以下「県条例」という。）第３条第１項各号に掲げる区域

イ　県条例第10条の規定により建築物の建築が制限されている区域

ウ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第９条の規定に基づき静岡県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

エ　土砂災害防止法第４条第１項に定められた基礎調査を完了し、ウに掲げる区域に指定される見込みのある区域

オ　事業着手時点で過去３年間に災害救助法の適用を受けた地域

第３の表補助額の欄中「80万2,000円」を「97万5,000円」に、「722万7,000円」を「731万8,000円」に、「457万円」を「465万円」に、「59万7,000円」を「60万8,000円」に改める。

附　則

この告示は、令和２年４月１日から施行し、令和２年度分の補助金から適用する。

［改正後］

掛川市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

第１　趣旨

市長は、市民の生命の安全を確保するため、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、がけ地近接等危険住宅移転事業に基づき危険住宅の移転を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

第２　定義

(1) この要綱において「がけ地の崩壊等」とは、がけ地の崩壊、土石流、地すべり、出水等をいう。

(2) この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のアからウまでのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、又はアからオまでのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、静岡県知事又は市長が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から６月を経過している住宅に限る。

ア　静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号。以下「県条例」という。）第３条第１項各号に掲げる区域

イ　県条例第10条の規定により建築物の建築が制限されている区域

ウ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第９条の規定に基づき静岡県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

エ　土砂災害防止法第４条第１項に定められた基礎調査を完了し、ウに掲げる区域に指定される見込みのある区域

オ　事業着手時点で過去３年間に災害救助法の適用を受けた地域

(3) この要綱において「移転事業」とは、危険住宅を安全な場所へ移転させる事業をいう。

(4) この要綱において「移転住宅」とは、移転事業によって新たに建築し、又は購入する住宅をいう。

(5) この要綱において「移転住宅建設等」とは、移転住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び敷地造成を含む。）をいう。

第３　補助の対象及び補助額

次の表に掲げるとおりとする。

| 補 助 の 対 象 | 補　　助　　額 |
|---|---|
| 危険住宅の除却等に要する経費 | １戸当たり97万5,000円を限度とする。ただし、当該経費が限度額に満たない場合は、その額とする。 |
| 移転住宅建設等をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合における当該借入金利子（年利率8.5％を限度とする。)の支払に要する経費 | １戸当たり731万8,000円（建物465万円、土地206万円、敷地造成60万8,000円）を限度とする。ただし、当該経費が限度額に満たない場合は、その額とする。 |

第４　交付の申請

(1) 提出書類　各１部

ア　交付申請書（様式第１号）

イ　がけ地近接等危険住宅移転事業計画書

ウ　危険住宅概要書

エ　危険住宅又はその敷地が申請者の所有に属さない場合は、所有者の同意書

オ　危険住宅の敷地が借地の場合は、当該土地所有者の誓約書

カ　その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第５　完了報告

(1) 提出書類　各１部

ア　住宅移転完了届出書（様式第２号）

イ　移転住宅の確認済通知書の写し

ウ　移転住宅及び危険住宅跡地の写真

エ　危険住宅の除去等に要した経費の領収書の写し又はこれに代わる書類

オ　移転住宅建設等に要した資金の借入金額、利子総額等を証明する書類

カ　その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第６　請求の手続

(1) 提出書類　１部

請求書（様式第３号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

附　則

この告示は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

1　この告示は、公示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

2　この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附　則

1　この告示は、平成19年１月１日から施行する。

2　この告示の施行の際現に改正前の要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附　則

この告示は、公示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附　則

この告示は、平成28年４月１日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附　則

この告示は、令和２年４月１日から施行し、令和２年度分の補助金から適用する。

様式第１号

# 掛川市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書

第　　号

年　　月　　日

（あて先）掛川市長

住　所

申請者

氏　名　　㊞

　　年度において、掛川市がけ地近接等危険住宅移転事業について、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　　円

２　添付書類

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業計画書

(2) 危険住宅概要書

(3) 所有者の同意書（危険住宅又はその敷地が申請者の所有に属さない場合に限る。）

(4) 土地所有者の誓約書（危険住宅の敷地が借地の場合に限る。）

様式第２号

# 住 宅 移 転 完 了 届 出 書

第　　号
年　　月　　日

（あて先）掛川市長

住　所
届出者
氏　名　　㊞

危険住宅の移転事業が完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

１　実施期間

(1) 危険住宅の除去

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

(2) 移転住宅建設等

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

２　添付書類

(1) 移転住宅の確認済通知書の写し

(2) 移転住宅及び危険住宅跡地の写真

(3) 危険住宅の除去等に要した経費の領収書の写し又はこれに代わる書類

(4) 移転住宅建設等に要した資金の借入金額、利子総額等を証明する書類

様式第３号

# 請　　求　　書

金　　円

ただし、　　年　　月　　日付け　第　号により、補助金の交付の確定を受けた掛川市がけ地近接等危険住宅移転事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年　　月　　日

（あて先）掛川市長

住所
請求者
氏名　　㊞

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号